

質 問 へ の 回 答 書
(鳥取県立むきばんだ史跡公園)

H30.7.17 文化財課

募集要項、仕様書又は資料等の該当項目	質 問 内 容	回 答
<p>募集要項 P 2 2 指定管理者が行う業務 (1)業務の内容 ウ、エ</p>	<p>ウ 史跡公園の受入事業・主催事業実施に関する補助業務</p> <ul style="list-style-type: none"> ・受入事業・主催事業に関する補助業務とはどのような範囲を指すのか、具体的な事例を挙げてその内容を提示いただきたい。 <p>エ その他史跡公園の管理運営に必要な業務</p> <ul style="list-style-type: none"> ・史跡公園の施設設備の維持管理、管理運営の補助、受入事業等、その他管理運営に必要な業務に係る事務の範囲とはどのようなものか具体的な事例を挙げてその内容を提示いただきたい。 	<p>仕様書の別紙 8 のとおりです。</p> <p>施設設備の維持管理の事務の範囲は、仕様書の「3 業務の内容」及び仕様書別紙 1～8 のとおりです。</p>
<p>募集要項 P 2 2 指定管理者が行う業務 (2)管理の基準 イ 基本的事項 (ア)、(イ)</p>	<p>(ア)利用時間は午前 9 時から午後 5 時まで(教育委員会が指定する日は、午前 9 時から午後 7 時まで)とする。</p> <p>また、教育委員会が必要と認める時は、臨時に利用時間を変更することができる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・利用時間の内、夜時間は午後 7 時までと理解すればよいか。 ・指定管理者が担う委託業務の中で夜間時間午後 7 時までの勤務内容の具体的な事例を提示いただきたい。 ・臨時の時間変更について、その具体的な事例があれば提示いただきたい。(その場合、これまでの勤務内容の具体的な事例も知りたい。) 	<p>利用時間を延長する場合の基本的な閉園時間は午後 7 時です。</p> <p>平成 30 年度までは、午後 7 時までの利用時間の延長は、毎年度 7、8 月の 2 ヶ月間(62 日間)行っています。</p> <p>平成 31 年度の利用時間の延長については、小学校が夏休みになる 7 月下旬頃からお盆明け頃の 40 日程度を予定しています。</p> <p>来園者の受付・案内、公園閉門作業等があります。</p> <p>また、県が利用時間を延長した午後 5 時～7 時の間に受入事業・主催事業を実施する場合は、その補助業務が想定されます。</p> <p>平成 27 年度に、主催事業(サマーナイトイベント)により、利用時間を午後 9 時まで延長した日が 1 日あります。</p> <p>平成 28、29 年度は事例はありません。</p> <p>平成 30 年度は、星取県の取組の一環で、7 月 26 日から 31 日まで、利用時間を午後 9 時まで延長し、その内 2 日間は主催事</p>

募集要項、仕様書又は資料等の該当項目	質問内容	回答
	<p>(イ)利用の休止（P 2～3）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・毎月第4月曜日、1月1日から同月3日まで及び12月29日から同月31日までの休止日以外に、これまでどのような時に利用休止をしたのか具体的な事例を提示いただきたい。（年間を通して何日くらいあるのか。） ・あるいは利用休止日に利用を許可した具体的事例を提示いただきたい。（年間を通して何日くらいあるのか。） 	<p>業（夏の自然と弥生のくらし学習会、星空観察会）を実施します。また、外部団体の主催事業で、当所は体験学習室等をお貸しして、午後9時まで利用していただいた事例が1日ありました。</p> <p>いずれも勤務内容は、上段の回答のとおりです。</p> <p>なお、利用時間の変更はありませんが、主催事業で、復元竪穴住居に宿泊するイベントが毎年度3日程度あり、その際には、県職員が宿直勤務します。</p> <p>平成28年度は大雪による臨時休園が1日、29年度は、台風による臨時休園が1日ありました。</p> <p>利用休止するのは、年間を通して、1日程度です。</p> <p>利用休止日に利用を許可した事例はありません。</p>
<p>募集要項 P 3 2 指定管理者が行う業務 (2)管理の基準 イ基本的事項 (カ)、(ケ)</p>	<p>(カ)使用料 c 屋外展示施設 使用面積100平方メートル1日につき300円</p> <ul style="list-style-type: none"> ・使用料を徴収する屋外展示施設とは、どの範囲あるいはどの施設を示すのか、具体的な事例を提示いただきたい。 <p>(ケ)情報の公開</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特定個人情報（マイナンバー等）の取扱業務等はあるのか。 	<p>募集要項の「1 施設の概要」の「主な施設内容」の「屋外施設」にある「遺構展示館、発掘体感ひろば、弥生の森休憩舎、東屋、復元竪穴住居、復元高床倉庫、復元墳丘墓、環壕」です。</p> <p>なお、これまで、屋外展示施設について、募集要項の資料4の条例第10条の規定による占用を許可した事例はありません。</p> <p>特定個人情報とは、個人番号（マイナンバー）をその内容に含む個人情報のことですが、募集要項の「2 指定管理者が行う業務」には、その取扱はありません。</p> <p>なお、個人情報（氏名、住所、電話番号等）については、来園者の受付等業務（例：利用者等に無料貸出ししている電動アシスト自転車利用時の保険加入の手続）等にその取扱があります。</p>

募集要項、仕様書又は資料等の該当項目	質問内容	回答
募集要項 P 4 2 指定管理者が行う業務 (3)留意事項 イ	<p>イ 指定管理者が行う委託業務を一括して他の者に再委託することはできないこと。ただし、委託業務のうち、清掃、警備、植栽管理等の一部業務については、専門の事業者に再委託できること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・清掃、警備、植栽管理等の委託について、それぞれ専門業者に委託しても、一括委託してもよいか。 	<p>清掃、警備、植栽管理等一部の業務については、それぞれ専門業者に再委託することができます。</p> <p>また、清掃、警備、植栽管理等を委託する専門業者がたまたま同一業者であった場合でも、個別業務ごとに委託してください。</p>
募集要項 P 5 4 指定管理料その他の収入の取扱い等 (2)	<p>(2)その他の収入等の取扱い 使用料以外の史跡公園利用者等へのサービス提供に伴う収入その他の収入は、指定管理者が自らの収入として収受する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「使用料以外の史跡公園利用者等へのサービス提供に伴う収入」とはどのような収入か、具体的な事例を提示いただきたい。 ・「その他の収入」とはどのような収入か、具体的な事例を提示いただきたい。 	<p>売店の運営や自動販売機設置による収入です。</p> <p>特に想定していませんが、そのような収入が生じる場合は、県に御確認ください。</p>
募集要項 P 5 5 県及び指定管理者の責任の分担	<p>詳細は、県及び指定管理者が締結する協定で定める。 [表]火災保険の加入→県○ ※協議事項については、事案の原因ごとに判断する。ただし、第1次責任は、指定管理者が有するものであること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・火災保険の加入は県と表記してあるが、※印で謳われている項目から、指定管理者が賠償責任を負う場合が生じることも想定する必要があるか。 ・損害賠償保険への加入は、利用者等への損害賠償だけで、施設建物に係る損害賠償保険への加入は必要ないか。 	<p>募集要項P 5の表の御質問の部分は、火災保険に加入する責任は県にあると明記したものです。</p> <p>御質問の※印の文章には「協議事項については」と明記しており、火災保険の加入に関する項目は「協議事項」ではありませんので、御質問の※印の文章は該当しません。</p> <p>また、賠償責任については、その原因等により賠償責任を負う場合が生じることもありえます。</p> <p>火災等で建物に被害があった際の保険については、県が加入していますので、指定管理者による加入は必要ありません。(建物に対する保険は、所有者しか加入できないようです。)</p>

募集要項、仕様書又は資料等の該当項目	質問内容	回答
資料2 P6 むきばんだ史跡公園の利用者等の実績 [表]平成29年度月別実績	<ul style="list-style-type: none"> 利用者等の数字のカウントはどのようにしているのか。 1 公園利用者のカウントの方法は。 2 受入事業・主催事業（イベント）等における利用者のカウント方法は。 	<p>受付員がカウンターでカウントしています。</p> <p>受入事業・主催事業については、参加人数や駐車場の車の台数等によりカウントしますが、これらは県の職員がカウントします。</p>
資料3 P9 4 年度別収支状況表（指定管理対象事業分）	<ul style="list-style-type: none"> 支出 活用 負担金補助及び交付金の売店運営に関する経費701,000円はどのような経費か。 現状での自動販売機の設置がある場合、その設置者との契約はむきばんだ史跡公園が直接行っているのか。 現状での自動販売機の手数料収入はどのくらいか。 施設・設備管理費の需用費の中で計上される消耗品、光熱水費、修繕料の各金額を提示いただきたい。 施設・設備管理費の役務費の中で計上されている保険料等の保険について、どのような保険に加入(金額も)していたのか。 施設・設備管理費の使用料及び賃借料がH31は増額になっているがその理由はなぜか。 現状で、使用料以外の収入実績はあるのか。あれば事例を挙げて数字及び内容を提示していただきたい。 	<p>県から、売店を運営している団体（妻木晩田物産振興会。以下「物産振興会」という。）への補助金です。</p> <p>仕様書 p 5 に記載してあるとおり、現在設置の自動販売機は、売店の運営をしている団体（物産振興会）が設置しており、むきばんだ史跡公園は契約していません。</p> <p>物産振興会に聞き取りしたところ、次のとおりです。 H29年度：93千円、H28年度：108千円、H27年度：125千円、H26年度：107千円</p> <p>H26～28の過去3年度の実績平均額では、消耗品等985千円、燃料費160千円、光熱水費3,000千円、修繕料1,120千円です。</p> <p>加入している保険、すなわち加入していただきたい保険は、仕様書のP 5, 6 に記載しており、次のとおりです。</p> <ul style="list-style-type: none"> 利用者等の事故等に対応する保険 保険料：5,000円/年 電動アシスト自転車の利用中事故に対応する保険 保険料：単価370円/人×利用人数 利用人数は、H29：459人 募集要項の資料1 1（P 3 6）の県が貸し付ける普通自動車（日産セレナ）の任意保険 保険料：5,520円 <p>施設の運営、維持管理等に必要な自動車のリース代相当です。</p> <p>以下①～④のとおりですが、これらの収入は平成31年度以降も県の収入になります。（指定管理者の収入となりません。） 下に示す金額は、平成26～28年度の実</p>

募集要項、仕様書又は資料等の該当項目	質問内容	回答
		<p>績平均額です</p> <p>①行政財産使用料(募集要項の資料12) ：約20千円</p> <p>②有償図書販売収入：約90千円 ※平成31年度以降は、指定管理者による委託販売を予定しており、販売冊数に応じて、県から販売手数料を支払います。販売手数料率は未定です。</p> <p>③立竹木伐採補償料：約6千円 ※中国電力への立竹木伐採承諾は県が行います。</p> <p>④①の許可に係るアンテナ等機器や発掘業者の現場事務所に係る電気代：約31千円 ※電気代については、指定管理料に積算しています。</p>
<p>資料7 P29 むきばんだ史跡公園 現行組織体制</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・総務担当職員の分担事務は現状では正規職員2で分担しているが、指定管理申請仕様書予算(H31年度)では1.5人の人件費として計上してある。結果、現状の分担事務からどのような事務が削減されるのか具体的な削減事務について事例を提示いただきたい。 ・現在、総務担当の次長兼係長のポストが担っている業務内容と指定管理に出された後の、同ポジションが担う業務内容の差にはどのようなものがあるのか。具体的事例で提示いただきたい。 ・総務担当受付員の分担事務について、予約ガイドの手配、電話対応、事務補助等が記載されているが、これら業務はどの程度の内容が現状では受付員の分担業務として対応されているのか、それぞれ細目について現状の事例を提示いただきたい。 	<p>現在、総務担当職員2人役で、募集要項の資料3の1の表の事業全て(発掘調査、保存整備、活用、維持管理(史跡管理、施設・設備管理))の会計事務等を行っており、この内、平成31年度以降も県で行う事業(発掘調査、保存整備、活用)分の人役は1人役、指定管理者が行う事業(維持管理(史跡管理、施設・設備管理))分の人役が1人役です。よって、削減される事務はありません。</p> <p>また、事務職員として0.5人役分を指定管理料の積算に別途計上してあるのは、施設の運営に支障をきたさないよう、総務担当職員が不在となる日を生じさせないためです。</p> <p>現在と同様の人員構成を想定されているのであれば、業務内容に差はないと思われます。</p> <p>募集要項の資料7の表の受付員の分担事務に記載してある事務は、全て受付員の業務です。 事務補助としては、利用者数の集計、館内案内の貼紙の作成等です。</p>

募集要項、仕様書又は資料等の該当項目	質問内容	回答
	<ul style="list-style-type: none"> 配置職員の職名に制約はありますか。 	<p>配置職員の職名に制約はありません。</p>
<p>仕様書 P 4 3 業務の内容 (2)管理運営補助業務 イ</p>	<p>イ 文書管理業務 文書類（電子メールを含む）の收受・発送、図書の管理を行い、必要に応じて図書類を購入すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> どのような図書管理が行われているのか。具体的事例を提示いただきたい。 	<p>ガイダンス棟に図書の閲覧コーナーがあり、ここの整理整頓等を行います。</p> <p>なお、調査研究棟にある書庫の図書は県が管理しており、閲覧コーナーに供する図書は県と指定管理者の協議により決定します。</p>
<p>仕様書 P 5 3 業務の内容 (4)その他史跡公園の管理運営に必要な業務 ア 売店の運営 (イ) 留意事項</p>	<ul style="list-style-type: none"> 売店に関する全般の現状について知りたい。売店の委託業務先との契約及び年間の収入・支出。品揃えの現状。売店における人的配置の有無等事例を挙げて提示いただきたい。 あるいは、物販における著作権等の権利について現状ではどのようになっているか。利用の権利費用が発生しているかいないか。今後、発生が見込まれるのか。 史跡公園や県が刊行する有償図書のほかに、米子市文化財団や一般の古代史関係の図書を販売することは可能か。 	<p>売店の委託業務先については、物産振興会に御確認ください。</p> <p>平成29年度の収入・支出は、別添「平成29年度 妻木晩田物産振興会事業収支決算書」のとおりです。</p> <p>品揃えについては、弥生体験活動等に使用する材料（勾玉、粘土等）を販売する他、飲料、土産物等を販売しています。</p> <p>人的配置は、レジ担当で1人役雇用（2名の交替勤務）されています。</p> <p>上記売店運営の詳細については、物産振興会に御確認ください。</p> <p>妻木晩田遺跡シンボルマークについては、県が商標登録しており、むきばんだ史跡公園関係（売店を含む。）の広報、オリジナルグッズの作成等には、指定管理者は無料で使用できます。</p> <p>その他については、物産振興会に御確認ください。</p> <div data-bbox="995 1514 1193 1706" data-label="Image"> </div> <p>妻木晩田遺跡シンボルマーク</p> <p>米子市文化財団や一般の古代史関係の図書を販売することは可能です。</p>